

泉佐野市出会いの機会創出事業（結婚に向けた活動支援）業務
仕様書

1 業務名

泉佐野市出会いの機会創出事業（結婚に向けた活動支援）業務委託

2 業務の概要・目的

異性との交際・結婚を望みながらも、その相手に出会えていない独身男女に対し、出会いの場を提供するための婚活イベント等を開催すること。シビックプライドの醸成や当該事業をキッカケに婚活だけでなく、本市の魅力を創意工夫により伝え、定住人口はもとより、関係人口や交流人口としてのファンや関係性の繋がりも増加させることを目的とする。

3 業務実施場所

発注者と協議のうえ調整し、泉佐野市内で実施すること

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託業務内容等

事業目的を達成するため、イベントの企画・運営からイベントが終了するまでの間の一切の業務を実施します。

なお、以下は、採択された提案に従って、受託者と市で協議の上、内容を変更し実際の仕様書に反映します。

(1) イベント内容等

頂いた提案を基に、市と協議のうえ企画を行うこととなります。

婚活イベントの開催回数は2回とし、業務概要を鑑みたカップリングに繋がるパーティーやイベントを開催すること。また、参加者に対し、本市の紹介やアプローチなどにより、定住促進を図るとともに、参加者が継続して本市と関わりが持てる関係人口や交流人口の増加に繋がる内容を提案すること。なお、開催にあたり男女共同参画等の視点に配慮すること。

(2) 対象

泉佐野市内に居住しているもしくは居住を検討している20歳以上の独身男女。業務実施の際には、本人確認のために写真付きの身分証明証等の提示を求めること。

(3) 参加者負担

イベント等で飲食を伴うものについては、飲食費を徴収すること。ただし、参加者が参加しやすい料金設定になるよう配慮すること。

(4) 広報・宣伝

イベント等の実施にあたり、対象者に対して効果的・効率的な広報・宣伝を行うこと。

6 事業計画

受託者は、事業開始前に市と作業の手順、方法、日程等十分に打ち合わせの上、業務工程表（任意）を提出すること。なお、変更の必要が生じ、かつ、その変更内容が適切と判断される場合は、変更した事業計画および支出内訳見積りを市に提出し、承諾を受けるものとする。

7 事業報告（定期・随時）

上記の事業計画に従って事業を実施し、その事業の進捗状況について事業計画と比較し、市に報告すること。また、市は、必要に応じて随時に報告を求めることがあるので、協力すること。

8 事業完了後の実績報告・事業報告

事業終了後、事業目的・内容に沿った事業実施による定性的・定量的成果を記載した事業報告書（任意様式）を市に納入すること。また、本事業を通じて作成したその他の成果物がある場合は、市に納品すること。

9 関係法令等の遵守

受託者は、事業委託の実施にあたり、本仕様書及び関係法規を遵守すること。

10 書類の提出

受託者は、参加者名簿と実績報告書を電子データで提出する。実績報告書については、下記のとおり最終的な開催実績やアンケート調査検証結果等をまとめたものを作成し、提出すること。

(1) 参加者名簿、「泉佐野市出会い機会創出事業（結婚に向けた活動支援）業務」事業報告書

(2) 提出先 泉佐野市成長戦略室おもてなし課

(3) 提出期限 令和9年3月末日

(4) 著作権等

本業務委託に伴い新たに発生した著作権及び使用権については、発注者に帰属するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者においてこの使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

1 1 委託対象経費

- (1) 本事業に従事する者の人件費、事業費、再委託・外注費および一般管理費とする。
- (2) 総事業費の算出において、一般管理費は、直接経費（人件費＋事業費）×一般管理費率により算出し、再委託・外注費は、一般管理費を計算するうえで直接経費の対象外とする。また、一般管理費率は、その上限を10%とする。

1 2 支払いについて

- (1) 市は、事業報告書を受領後、仕様書に基づく事項について仕様書どおり実施しているかを確認次第、請求書を受領し支払うこととする。
- (2) 市は、受託者の提案した業績評価指標を大幅に悪化する場合や、事業の達成が見込めない場合等は、減額・返還を求めることができる。
- (3) 本事業に関連した者の人件費、事業費、再委託・外注費等の帳票類は5年間保管することとし、市の求めに応じ提出しなければならない。

1 3 その他

- (1) 本事業により、作成、補正、改編された記録等の著作権は市に帰属する。
- (2) 事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 個人情報を取り扱うときは、法令等の規定に基づき、適切に処理すること。
- (4) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載の無い事項については、市と受託者双方協議の上、これを定めるものとする。
- (6) 企画提案時に提出した業績評価指標の達成が見込めない場合において、委託契約期間であっても、契約金額の変更、又は契約の解除を行う場合がある。
- (7) その他、事業の実施に際しては市の指示に従うこと。

以上